

# 令和6年度小平市立中学校教科用図書採択要領細則

## 第1 小平市立中学校教科用図書審議委員会の委員

小平市立中学校教科用図書審議委員会（以下「審議委員会」という。）の委員は、別表1に定める範囲内で教育委員会が委嘱する。

## 第2 審議委員会の招集

審議委員会の招集は、委員長が行う。

## 第3 小平市立中学校教科用図書調査部会の委員

小平市立中学校教科用図書調査部会（以下「調査部会」という。）の委員は、別表2に定めるところにより教育委員会が委嘱する。

## 第4 調査部会の招集

各教科の調査部会の招集は、教科ごとに部長が行う。

## 第5 欠格条項

次のいずれかに該当する者は、審議委員会及び調査部会の委員になることができない。

- (1) 発行者（教科用図書（以下「教科書」という。）の発行者をいう。以下同じ。）の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族
- (2) 顧問、参与、嘱託等いかなる名称を問わず、事実上発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者
- (3) 教科書及び教師用指導書の著作者（事実上著作に参加し、又は協力した者を含む。）
- (4) 前項(3)の著者が団体である場合は、その団体の役員及びこれに準ずる者並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族
- (5) 過去において特定の教科書の宣伝普及に務めた者
- (6) 教科書の供給の事業を行う者及びその従業員

## 第6 解任

教育委員会は、審議委員会及び調査部会の委員が次のいずれかの事由に該当することになったときは、任期の途中であっても解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、任務の遂行に支障があり又はこれに堪えられないとき。
- (2) 守秘義務に違反したとき。
- (3) 審議委員会又は調査部会の委員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) その他、教育委員会が必要と認めたとき。

## 第7 見本本の閲覧

- (1) 審議委員会及び調査部会において市立学校の教員が教科書の調査及び研究を行う場合は、期間を定めて市立学校に送付している見本本を使用するものとする。
- (2) 勤務校に見本本の送付がない期間において、市立学校の教員が教科書の調査及び研究を行う場合は、見本本の一般公開が行われている最寄りの市内施設へ出張するものとする。

## 第8 会議の非公開、資料等の公開

審議委員会及び調査部会の会議は非公開とする。ただし、採択後においては、調査研究資料及び調査報告書は公開とする。

### 別表1（第1関係）

小平市立中学校教科用図書審議委員会（14名）

学識経験者	1名
保護者代表	1名
教科用図書調査部会教科部長	10名
校長会・副校長会代表	2名

### 別表2（第3関係）

小平市立中学校教科用図書調査部会（110名以内）

各調査部会（10部会）		
調査部長	1名	校長、副校長、主幹教諭又は指導教諭
調査副部長	1名	校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭又は教諭
調査員	9名以内	副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭又は教諭